

物品・業務委託の競争入札等における電子くじの方法について

四日市市が発注する物品・業務委託について、電子入札を行った場合に落札となるべき同価格の入札（見積）をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定します。

この場合における電子くじの方法については、以下のとおりです。

【用語の説明】

- ・ 電子くじ 落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上の場合に行うくじ機能で、電子入札システムに実装されているもの
- ・ 入札書提出日時 入札書（見積書）が電子入札システムに正常に格納された時間
- ・ くじ入力番号 入札書提出時に入札参加者が設定した3桁の数字（「000」から「999」までの数字）
- ・ 乱数 入札書受付票（入札書提出時にシステムが入札書を受け付けたことを通知する帳票）発行時に電子入札システムが自動的に発行する3桁の数字

【抽選方法】

- (1) 入札書提出時、入札参加者は任意のくじ入力番号を入力します。
紙入札で参加する場合は、入札参加者は入札書の提出と同時に「くじ入力番号申出書」を提出し、開札時に調達契約課において電子入札システムに入力します。なお、紙入札において「くじ入力番号申出書」の提出がないもの、又は「くじ入力番号申出書」の記載に不備があるものは、くじ入力番号を「000」とします。
- (2) くじ入力番号と乱数を加算し、その結果の下3桁を「くじ番号」とします。電子入札システムを利用する場合は、入札書提出後、「入札書受付票」でくじ番号を確認することができます。
- (3) くじ対象者のくじ番号をすべて加算します。
- (4) 加算された値をくじ対象者数で除算します。この時の余りが当たり番号です。
- (5) くじ対象者を入札書提出日時の昇順に0からの応札順序を設定します。なお、紙入札による場合は、四日市市入札参加資格者名簿に登録されている業者名の50音順に付番します。その際、紙入札の順位は電子入札の順位の後付番します。
- (6) 当たり番号と応札順序が一致する業者が落札者となります。
- (7) 順位の決定した業者をくじ対象から除外したうえで(3)以降の手順を繰り返し行い、次順位以降（最大10位まで）を決定します。

【電子くじの判定例】

No	業者名称	くじ入力 番号	乱数	合計	くじ 番号	入札書 提出日時	応札 順序
1	(株) テスト商事 00	111	991	1102	102	2008/02/07 17:31:17	1
2	(株) テスト商会 01	888	656	1544	544	2008/02/07 17:46:25	4
3	(株) テスト 02	566	750	1316	316	2008/02/07 17:46:11	3
4	(有) テスト屋 03	000	936	936	936	2008/02/07 17:30:37	0
5	(株) テスト商事 04	888	597	1485	485	2008/02/07 17:31:59	2

この例においては、くじ番号の合計は 2383 (102+544+316+936+485)、余り 3 (2383/5) となるため、応札順序「3」の (株) テスト 02 が落札候補者となります。

【抽選の記録】

執行担当者は、電子入札システムにおいて執行担当署名を行うことにより、抽選の記録を行うこととします。

また立会担当者は、抽選の内容が記載された抽選記録用紙（電子入札システムから発行）に署名することとします。この場合において、立会人が複数名いる場合は、発注者が選定した立会人 1 名が署名することとします。